

(最終更新日：2026 年 6 月 2 日)

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号： 2026-1-220

課題名：臨床画像自動診断統合システム構築のための基盤データ収集

1. 研究の対象

2007 年 1 月～2019 年 3 月に当院で消化器疾患（食道・胃・小腸・大腸・肝胆膵疾患）の治療および診断目的で受診した方、および 2019 年 4 月以降に消化器疾患（食道・胃・小腸・大腸・肝胆膵疾患）の治療および診断目的で受診される方

「難治性膵疾患克服を目指した多機関共同データベース構築研究（初回受付番号：2025-1-1104）」により他機関より提供された画像データ

2. 研究期間

2019 年 4 月（倫理委員会承認後）～2028 年 2 月

3. 研究目的

今回の研究では、診断・治療目的に撮影したあなたの画像検査データを匿名化したデータに加工し、機械学習による自動診断システム開発のための基礎データとして利用いたします。

4. 研究方法

上記期間内に撮影した画像データを診断名や病期・年齢・性別など最低限の臨床情報とともに匿名化データに加工し、人工知能による自動診断システムへ利用します。膵癌の予兆検出アルゴリズム開発のため、一部を株式会社 pluszero へ業務委託し、東北大学 AI Lab の協力のもと匿名化造影 CT 撮影データの解析・プログラム作成を行います。

症例数が少ない疾患については、他の協力施設から症例情報・画像データを募る「難治性膵疾患克服を目指した多機関共同データベース構築研究（初回受付番号：2025-1-1104）」に集積された画像データを二次利用します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：診断名・病期・年齢・性別・画像データ

6. 外部への試料・情報の提供

膵癌の予兆検出アルゴリズム開発のため、通常診療で撮像した匿名化造影 CT 撮像データを電子データとして株式会社 pluszero へ提供し、解析・プログラム作成を行います。

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

【照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先】

田中 裕

東北大学医学研究科消化器病態学分野

〒980-8574

仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7171 FAX 022-717-7177

研究責任者：東北大学医学研究科消化器病態学分野 正宗 淳

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合